

令和3年度事業報告

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センターの事業については、センター定款第4条(事業)に基づき実施しました。

なお、令和3年度については、令和2年当初から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に続き、各種会議や講習会、研修会、キャンペーンなどの各種行事が中止、縮小を余儀なくされる状況でした。

このような情勢の中、暴追センターにあっては、感染拡大防止対策に十分配慮した上で、各種事業に取り組みました。

種	事業内容	事業実施結果
広報啓発事業	<p>(1) 暴力団排除資料等の作成配布等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報媒体の活用 ○ 各種会議・会合等の活用 	<p>① 機関誌等の作成配布 当センター発行の機関誌「暴追ながさき58号・59号」を合計3,000部作成し、関係機関団体、賛助会員をはじめ不当要求防止責任者講習会、各種会議等で配布して広報を実施した。</p> <p>② フロントマスクの掲出 年末年始の約1か月間(令和3年12月1日～令和4年1月3日)、県下一円を走行する県営バス・長崎バス・島鉄バス・西肥バス・五島バスの合計119台の路線バスに「暴力団追放」のフロントマスクを掲出して広報を実施した。</p> <p>③ 路線バスによるワンマンCM 県内都市部の乗車率が高い路線バス3社(県営・長崎・西肥)において、年間を通して不当要求防止責任者講習の車内アナウンスによる広報を実施した。</p> <p>④ 公的機関の広報媒体を活用した広報 一般市民が多数利用する市役所で公的媒体を活用しての暴力団追放三ない運動+1の実践等について広報した。 ・長崎市役所公用共通封筒(58,000部)</p> <p>⑤ カレンダーの作成 「暴力団追放三ない運動+1(ワン)」標語及びセンター名、ロゴマーク入り特製カレンダー(令和4年版)250部を作成配布し、暴力追放意識の高揚普及に努めた。</p> <p>⑥ 暴力追放広報啓発用品の作成・配付 広報用タオル、ハンドタオルを作成配布するとともに、エコバッグやマスク、暴追センター紹介三つ折りパンフレット、暴排ポスターなど、機会を捉えて広く県民に配付し、暴力追放の広報啓発を図った。</p> <p>⑦ 新聞広告の掲載</p>

	<p>(2) 暴力団排除条項等導入についての広報</p> <p>(3) インターネットホームページの充実</p> <p>(4) 賛助会員の拡大</p> <p>(5) 地域安全・暴力追放運動「安全・安心まちづくり長崎県大会」の開催</p>	<p>令和3年10月、12月及び令和4年1月中に延べ20回にわたり、長崎新聞紙面に「暴力団追放三ない運動+1(ワン)」「みかじめ料拒否」など暴力団排除広告を掲載し、暴力追放の広報啓発を図った。</p> <p>⑧ 街頭大型ビジョンによる広報 令和4年2月から3月の28日間、長崎市内有数の大型交差点に設置された街頭大型ビジョンを使用して、「暴力団追放三ない運動+1(ワン)」の広報を実施した。</p> <p>不当要求防止責任者講習、各種会議、研修会等を通じて、表明・確約書の活用や暴力団排除条項の導入促進に努めた。</p> <p>年度途中で変更を行った不当要求防止責任者講習計画、情報提供時の誓約書様式用紙の掲載をはじめ、県民の利便性のある情報の掲載や情報公開の一層の推進など内容の充実に努めた。</p> <p>あらゆる機会を通じてその拡大に努め、令和3年度は、175会員の賛助会員を獲得した。 (令和2年度 172会員)</p> <p>また、当センターのシンボルマーク入り「暴追会員之証」は賛助会員に、また「暴排関係冊子・ポスター」等は行政機関、各種企業、暴排組織等に配布して、暴排意識の高揚普及を図った。</p> <p>令和3年10月12日、佐世保市の「アルカスSASE BO」において開催予定であった「安全・安心まちづくり長崎県大会」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止した。</p>
<p>暴排組織の支援事業</p>	<p>(1) 民間暴排組織が行う暴排キャンペーン等の支援</p> <p>(2) 企業研修会、各種会議等における支援活動</p> <p>(3) 視聴覚資材の貸出</p>	<p>令和3年4月17日に実施された暴力追放「いのちを守る」長崎市民集会に参加し、暴力追放広報啓発用品を配付するなど、支援を行った。</p> <p>自治体及び民間等暴排団体の総会、研修会及び民間事業者の研修会等に出席し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種暴排資料 ・当センター発行機関紙「暴追ながさき」 <p>等を提供、さらには</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴排講話等の支援活動 <p>を行うとともに、賛助会員事業者、長崎企業等安全対策懇話会会員事業者に対して暴排資料を配付するなど、暴排意識の高揚、醸成を図った。</p> <p>令和3年度 暴排研修会等 8回 272人参加 (令和2年度 6回 165人参加)</p> <p>各企業、暴排組織等からの要請に基づき視聴覚資材「暴排DVD」を貸出し、対応要領の習熟等を図った。</p>

		令和3年度4回貸出（令和2年度3回）
暴力相談事業	<p>(1) 暴力相談の積極的な受理と早期解決</p> <p>(2) 民暴事案に対する暴迫センター、弁護士、県警による連携チームでの対応</p> <p>(3) 企業診断</p>	<p>暴排広報と併せて暴力相談についての広報を積極的に行い、面接・電話等での相談を受理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受理体制 <ul style="list-style-type: none"> 暴力追放相談委員 7人 事務局職員 2人 弁護士 4人 少年指導委員 1人 ・受理件数 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度83件（令和2年度142件） <p>民事介入暴力相談に対しては、当センターで適切な処理を行うとともに、委嘱相談委員の弁護士に専門的立場からアドバイスを受けるほか、必要に応じて民暴弁護士の紹介を行い迅速な解決を図り、保護の必要性を含めた警察との連携等適切な処理を図っているが、令和3年度は連携チームで対応すべき相談は無かった。</p> <p>企業対象暴力被害を防止するために相談を基に企業診断を実施することとしているが、令和3年度の企業診断はなかった。</p>
少年に対する暴力団の影響を排除する事業	<p>(1) 関係機関・団体との連携強化</p> <p>(2) 教育関係機関への働きかけの実施</p> <p>(3) 少年の健全育成を目的とする各種活動の支援と広報</p>	<p>令和3年7月14日開催の被害者支援連絡協議会総会に参加、関係機関との連携を図った。</p> <p>少年院との連携を図り、収容中の院生に対する講話を実施しているが、令和3年度については、講話の要請はなかった。</p> <p>県警少年課との連携を図り、本年度中2回実施された少年指導委員研修会に参加し、少年の暴力団への加入防止等に対する意識の醸成を図った。</p>
暴力団離脱者支援事業	<p>(1) 「暴力団離脱者社会復帰対策連絡会」等の開催による関係機関との連携</p>	<p>① 暴力団離脱者社会復帰対策連絡会の開催 「暴力団離脱者社会復帰対策連絡会総会」の開催はなかったが、警察庁主催の「暴力団離脱者の口座開設支援」についての説明会に参加し、離脱者支援に向けた県警との連携強化を図った。</p> <p>② 協賛会員に対して、個別面接の上で協力依頼をなすとともに、センター機関誌をはじめとした暴排資料を提供し、協力依頼を実施した。</p>

	<p>(2) 離脱者雇用事業者への給付金支給等による支給事業の推進</p> <p>(3) 離脱に向けた指導・相談の受理、社会復帰の支援</p>	<p>離脱者雇用給付金、支援金支給実績はなかった。</p> <p>長崎刑務所と連携し、本年度中2回にわたり服役中の暴力団組員で離脱意志を有する組員5名を対象として離脱・社会復帰についての講話等を実施した。</p>
<p>暴力団事務所使用差止請求事業</p>	<p>(1) 適格団体としての体制の確立と県民に対する広報</p> <p>(2) 財政基盤確立</p>	<p>① 不当要求防止責任者講習での講話をはじめ、暴排関係の各種会議、研修会等において広報を実施した。</p> <p>② 令和3年度中の組事務所使用差止訴訟なし</p> <p>③ 本年11月30日に開催した民事介入暴力対策研究会において、適格団体訴訟について説明し、弁護士会、県警と同制度の手続き等についての確認を行った。</p> <p>令和3年度は、特別寄附金50万円を差止請求等費用運営資産（特定資産）に組み入れ、資産合計1,400万円を保有</p>
<p>不当要求防止責任者講習事業</p>	<p>(1) 暴排講習の実施</p> <p>○ 選任事業所の拡充</p> <p>(2) 公務員講習、行政研修の支援</p>	<p>① 講習の充実 3年に一度の定期講習、不当要求防止責任者選任時の選任時講習を実施するとともに、一般事業所に対しても複数選任制を指導し、受講を促した。（令和3年3月31日現在4,354事業所、5,061名の不当要求防止責任者が登録）</p> <p>② 講習結果 ・講習回数 24回 ・受講者 669人 （令和2年度 14回 受講者 360人） 当初28回の実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び感染防止対策のため、一部予定変更や、受講人員の制限等を行った上で実施した。</p> <p>自治体等からの要請に基づき、2自治体の56名に対し公務員講習（行政研修）を実施した。</p>
<p>不当要求情報管</p>	<p>公営競技場・証券業界への暴力団排除活動支援</p>	<p>① 不当要求情報管理機関のモーターボート競走保安協会九州支所大村競艇場と緊密な連携を図り、「暴力団追放三ない運動+1（ワン）」暴排ポスターの掲出、並びに各種暴排資料を提供して暴排活動を支援した。</p> <p>② 競艇開催期間中、競艇場出入口及び会場電光</p>

理 機 関 の 援 助 事 業		<p>掲示板に「暴力団追放三ない運動+1(ワン)」「不当要求断固拒否」等の暴排標語等を掲出しての広報した。</p> <p>③ 長崎県証券警察連絡協議会総会にあっては、新型コロナウイルス感染拡大により中止された。</p>
被 害 者 の 保 護 救 済 事 業	<p>(1) 見舞金制度、民事訴訟支援制度についての広報の徹底</p> <p>(2) 被害者への見舞金の支給</p> <p>(3) 民事訴訟等の支援</p>	<p>不当要求防止責任者講習をはじめ、暴排関係の各種会議、研修会等において見舞金の支給、民事訴訟等の支援について広報を実施するもとともに、警察本部犯罪被害者支援室との連携を強化した。</p> <p>被害者への見舞金の支給は、令和3年度実績なし。</p> <p>令和3年度実績なし。</p>
少 年 指 導 委 員 研 修 事 業	少年指導委員の研修	<p>警察本部少年課と連携の上、少年指導委員研修における講話を実施し、暴力団の勧誘や加入強要等の不当な行為の防止活動に必要な知識等を養うとともに、少年を暴力団から守るリーフレットを提供し暴排意識の高揚を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月29日長崎地区(28名) ・令和3年7月6日佐世保地区(15名)
そ の 他 調 査 研 究 情 報 収 集 事 業	<p>(1) 暴排研修、情報収集活動</p> <p>(2) 暴力団に関するモニターの資質向上と情報の活用</p> <p>(3) 暴力団排除活動に関する情報収集及び研究</p>	<p>不当要求防止責任者講習受講者を対象に不当要求を受けた事実の有無等についてアンケート調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度受講者 669人 ・回答総数 657人(回答率98.2%) <p>アンケート調査の結果は、「暴迫ながさき」に掲載し、情報の共有を図ることとしている。</p> <p>現在、長崎市に2人、佐世保市1人、五島地区1人の計4人に委嘱している。</p> <p>暴力追放モニターの資質向上及び地域における暴力団等の動向等について情報交換を実施するため、毎年開催している「暴力追放相談委員及び暴力追放モニター合同研修会」については、昨年度に続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止した。</p> <p>① 長崎県民事介入暴力事案対策研究会の開催 11月30日、警察・弁護士会・暴迫センターにより実施している民事介入暴力対策研究会を開催し、各機関間の情報共有を図った。</p> <p>② 九州管区内等における民暴研究会等への出席</p>

本年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、九州管区内等における民暴研究会等が、それぞれリモート開催されたことから、リモートにより参加した。

- ・ 令和3年7月5日
令和3年度九州ブロック暴追センター連絡協議会
- ・ 令和3年7月23日
第10回民暴対策全国拡大協議会愛知
- ・ 令和3年11月5日
第91回民暴対策栃木大会

③ 研修会等への出席
全国暴追センター等主催の各種会議、研修会にリモート参加して職員の資質・技術の向上を図った。

- ・ 令和3年4月21日
暴力追放相談委員及び責任者講習担当者研修会
- ・ 令和3年9月14日
令和3年度暴追センター専務理事及び事務局長等研修会
- ・ 令和4年1月13日
暴力団離脱者の口座開設支援策に関する説明会